



第73回全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間スローガン

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

準備期間: 9月1日から9月30日

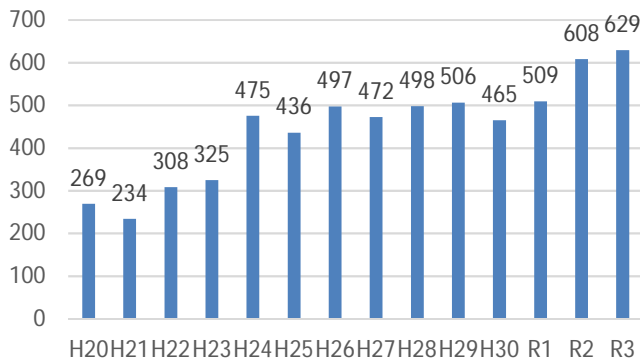
本週間: 10月1日から10月7日

福井労働局の重点目標

- 1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止
- 2 事業場における治療と仕事の両立支援の推進
- 3 化学物質による健康障害の防止に向けた今後の法改正令の周知や取組の徹底

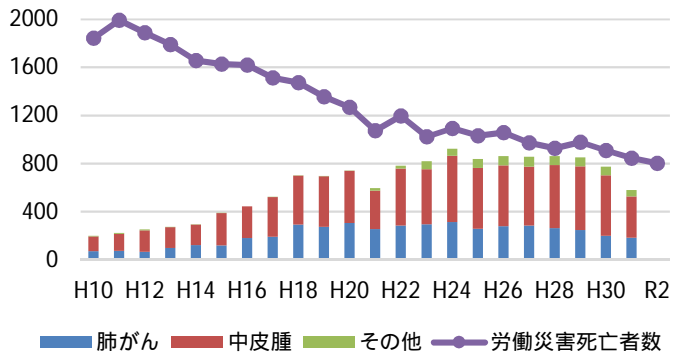
全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たし、今年で第73回目を迎えます。

精神障害による労災補償支給決定件数の推移
(全国、年度)



精神の障害により労災補償の支給決定を受けられる方は増加傾向にあります。

石綿による遺族補償給付件数と
労働災害による死亡者数の推移(全国)



石綿による疾病で亡くなられ遺族補償給付を受けられる方は年々増加し、墜落等の労働災害で亡くられる方と変わらない件数です

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱(抜粋)

全国労働衛生週間中に実施する事項

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン当の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項(日常の労働衛生活動の総点検事項 主なもの)

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- 2 メンタルヘルス対策、健康管理対策の推進に関する事項
- 3 労働衛生教育の推進に関する事項
- 4 腰痛予防対策の推進に関する事項
- 5 化学物質、石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 6 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- 7 騒音障害防止対策、振動障害防止対策の徹底に関する事項
- 8 酸素欠乏症等の防止対策、一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

福井労働局 福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

福井労働局の重点目標

1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図るためには、事業者が対策に取り組む方針を定め、全ての労働者にこれを伝え、取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた労働者一人ひとりの行動変容を促すことが重要です。

「取組の5つのチェックポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、感染防止対策に取り組みましょう。

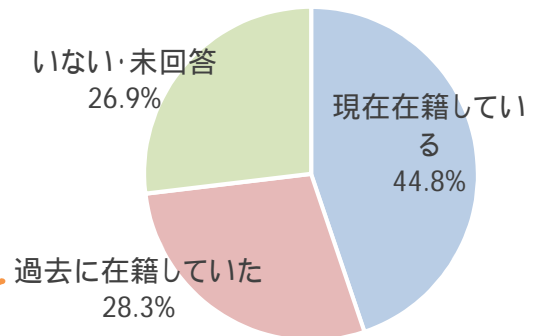
実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

2 事業場における治療と仕事の両立支援の推進

これまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前のとおりには働けなくなるケースが出てきます。治療しながら働くことを希望する人にとっては、治療と仕事を両立させることができるかどうかは大きな問題です。そのため、事業場においては、労働者が病気を抱えながら仕事を続けていくことができるように、治療と仕事の両立支援にかかる取組が重要であり、それら事業場に対する支援や医療機関等における両立支援対策の強化が必要です。

福井県においても7割以上の事業場が入院や通院を必要とする労働者が在籍

入院や通院が必要な労働者の状況
(在籍の有無)



厚生労働省では「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定しています。具体的な対策はこちらをチェック！



3 化学物質による健康障害の防止に向けた今後の法改正令の周知や取組の徹底

化学物質による労働災害が、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の約8割を占めている。このため、危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者に求める必要があります。

ばく露を最小限とすること

(危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)

国が定める濃度基準がある物質は、ばく露が濃度基準を下回ることで達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が適切に選択すること。

厚生労働省では「職場における化学物質対策について」の情報をご案内しています。具体的な内容はこちらをチェック！

